会員各先生
埼玉県医師会より周知依頼がございましたのでお知らせいたします。　　草加八潮医師会

写

日医発第 1715 号（健Ⅱ）
令和８年１月 27 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事　殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹 本　洋 一

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

今般、厚生労働省より各都道府県知事等宛に標記の通知がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本件は、予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布がなされ、本年２月１日より施行することを通知するものです。

主な改正の概要は、令和３年２月 17 日から令和６年３月 31 日までに実施された新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種（以下「特例臨時接種」という。）に関する記録について、特例臨時接種を行ったときから被接種者が死亡した日の翌日から５年を経過する日又は特例臨時接種を行った市町村長が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律第６条の規定による改正後の予防接種法第23 条第２項の規定に基づき、当該特例臨時接種の実施状況に関する情報の提供を行う日のうちいずれか遅い日までの期間、保存しなければならないとすることです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。